

会 議 録

| | | | | |
|-------------|-----------------------------|--|-------|-------|
| 会議の名称 | | 第7回つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議 | | |
| 開催日時 | | 令和4年（2022年）8月25日 開会 15:00 閉会 17:15 | | |
| 開催場所 | | 本庁舎2階 203会議室 | | |
| 事務局（担当課） | | 教育局学び推進課 | | |
| 出席者 | 委員 | 森田充教育長、柳瀬敬委員、倉田廣之委員、和泉なおこ委員、成島美穂委員 | | |
| | その他 | | | |
| | 事務局 | <p>教育局</p> <p>局長 吉沼正美、次長 飯泉法男、次長 久保田靖彦</p> <p>学び推進課</p> <p>課長 岡田太郎、参事兼教育相談センター長 久松和則、</p> <p>課長補佐 東泉学、指導主事 古屋雄一朗、</p> <p>主任 淀純一郎、主任 巾崎一真</p> | | |
| 公開・非公開の別 | | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数 | 10人 |
| 非公開の場合はその理由 | | | | |
| 議題 | | 不登校に関する児童生徒支援の検討 | | |
| 会議録署名人 | | | 確定年月日 | 年 月 日 |
| 会議次第 | 今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討について | | | |

○教育長

つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会も第7回となりました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。本日は、大きく二つに分けて考えていきたいと思っています。前半は、いわゆる協働実施に関する検証、そして後半は、今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討ということで進めていきたいと思っていますので、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。それでは最初に案件の1、令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証について、協議したいと思います。まず、資料1むすびつくば利用児童生徒アンケートから資料3利用者在籍校の聴取まで、学び推進課から説明をお願いします。

○事務局

最初に協働事業に関するアンケートの資料についてご説明させていただきます。すでにお手元に行っていて、目を通していただけていると思うので、全て細かくは説明いたしません。大まかなところだけ簡単にかいつまんでお話をさせていただきます。

まず資料1については、協働事業に関するアンケートということで、利用した児童生徒、または利用児童生徒の保護者アンケート、それから体験利用のみの児童生徒、そして体験利用のみの児童生徒の保護者アンケート結果をまとめさせていただきました。利用者の方について、利用者児童生徒は23名の回答、利用児童生徒の保護者については24名の回答になっています。1ページのところ、ここからは利用児童生徒のアンケート結果になります。23名が書いていただいていることを念頭にさせていただいて、数字を見ていただけたらと思います。問3のところでは当てはまるもの一つ一つ単一回答ですので、23名が1回しか回答してないということなんですけども。どこに当てはまりますかということで、むすびつくばについてはリラックスして過ごせた。それから、スタッフがよく話を聞いてくれたというところが、非常に高い数値となっています。それから、問4で「むすびつ

くばの中で好きなことや良かったことは何ですか」ということで、ここも2項目「自由にすごせたこと」と、「スタッフやほかの子とおしゃべりができること」が良かったと答えていた児童生徒が多いことが分かりました。ページをめくっていただいて3ページになりますが、こちら今度複数回答になっていますが、「学習の時間で好きなことや良かったことは何ですか」という質問に対して回答数が多かったものは、1番目の「自分の得意をいかして学べたこと」、「学習を進める速さが合っていた」、学習のペースということになると思います。それから、5番の「自分の好きなことを学べたこと」。「興味や関心を深めたり広げたりできたこと」、そして、8番の「少ない人数で学べたこと」、ここが良かったと感じた児童生徒の数が多かったと思います。問7は自由回答となりますが、「むすびつくばの良いと思うところ」ということで、スタッフの対応であるとか、学習内容であるとか、そういった件数が多かったんですが、それ以外の部分については、すでに目を通していただいているところかと思えます。

続いて5ページからは、むすびつくばの利用児童生徒の保護者アンケート、こちらは24名の回答ということですので、24という数字を頭に入れておいていただけるといいのかなと思います。問3通所方法ですが、やはりここは自家用車による送迎が多かったということと、問4の毎月の通所頻度ということで、5回から8回の児童生徒が多かったのですが、むすびつくばについては、月木コースと火金コースということで、1週間に2回の通所になってしまいますので、どうしてもこの5回から8回という回数が多くなってしまったのかなととらえています。それから、問5「むすびつくばについて当てはまるもの」で回答数が多かったのは、5番の「心地よい居場所」、「スタッフが児童生徒の特性に応じた支援をしてくれた」、ここがやはり多く、むすびつくばの特徴だったととらえることができるかと思えます。問6「むすびつくばを選んだきっかけ」で一番多かったのが、2番目の「子どもが落ち着いて過ごせそうだから」というところで、やはりここに対応していただいた部分がこういう高い数字になっているのかなと感じてい

ます。めくっていただいて8ページになりますが、「むすびつくばに通うようになってからお子さんの家庭での様子の変化はありましたか」ということに対しては、「生活リズムが出た」、それから「会話が増えた」ということで、生活全体にプラス面が出てきたというところが、この数値からも見えると感じています。めくっていただいて問8、9ページになりますが、これは自由記述になります。

「むすびつくばの良いところ」で圧倒的に多かったのが、スタッフの対応、こちらが非常に多い回答をいただいております。10ページになると今度は「むすびつくばの要望、改善」になりますので、ここをもう少し工夫していただけると、というご意見かと思えます。大きいところは二つあり、一つ目が、10ページ一番上、「通所日数が少ない」。これは人数との関係で週2日の通所ということですので、もう少し増やしてもらいたいというご要望かなということと、「スタッフの配置数が多い」ということで、子供の数に対してスタッフの人数が多いのではないかなというご意見であると感じたところです。めくっていただいて11ページ、「つくば市にはどのような支援が必要かと思えますか」ということで、今後の市の支援体制とか、支援方法のヒントになるところかと思えます。回答数が多かったカテゴリーでは不登校に対する学校の対応ということで、やはり既存の学校での不登校児童生徒への対応を今後もう1回改めて考えていく必要があるのかなというところと、子供の居場所というところ。それは公設、民間いろいろかと思えますが、そういったものを考えてもらいたいというご意見が多かったと思えます。

12ページになると、体験利用児童生徒のアンケートになります。問3「むすびつくばに行かなかった理由」というのは、体験したにもかかわらず、行かなかった理由ですが、7名のうち4名から、通うのが面倒くさいというような答えをいただいております。

それから13ページ、こちらの体験利用児童生徒の保護者のアンケート、こちらでも回答数は、7名ですけれども、13ページの下、問3のところ、「体験利用のきっかけ」というところでは「落ち着いて過ごせそうだったから」というところが

多かったと感じています。最後14ページでは、「むすびつくばに入所しなかった理由」はご覧のような数字になっていますが、一番多かったのが、「子供が行きたくないと言ったから」と子供の気持ちを尊重した結果なのかなと感じています。以上が資料1についての説明になります。

続いて資料2については、協働事業について、つくば市とむすびつくばのそれぞれの自己評価と考えていただけたらと思います。ページをめくっていただいて、1ページそれから2ページ3ページは、むすびつくば、リヴォルヴ学校教育研究所の自己評価になっております。この中で1 2 3 4 5ということで自己評価点数がついていますが、5点は十分に達成できた、逆に1点は達成できなかったというところでは、リヴォルヴの自己評価としては、1ページの①「事業の目的が共有できたか」というところが1点。それから、同じ1ページの④「良好で持続可能な関係を築き事業を実施できたか」というところの自己評価が1点。それから、2ページ目の2番の③「事業費積算は妥当だったか」要するに金銭的な部分かと思うのですが、こちらの部分も残念ながら自己評価については1点ということでした。逆に5点、十分に達成できたというところでは、2ページ目の2番の②「スケジュール通りに実施できたか」、2番の⑤「受益者の満足度は十分に図られたか」、それから大きな3番のところなどは、5点の評価自己評価をいただいているかなと思います。その他の部分については、後でまたご覧いただけたらということと、4ページ以降については、むすびつくばが独自に調査したアンケートということで、参考にしていただけたらと考えておりますので、よろしくをお願いします。

この資料ずっとページめくっていただいて15ページ16ページになりますが、こちらが、協働事業に関するつくば市の自己評価ということで、そこに評価を載せさせていただきました。あくまでも仕様書に基づいてという評価になっておりまして、3点、それから2点という自己評価をさせていただいております。

最後になりますが、資料3について説明をさせていただきます。資料3は裏表

1枚だけの資料になりますが、こちらは利用者学籍校ですので、むすびつくばに通っている子供たちの学籍校、要するに小学校中学校に対してのアンケートです。事業自体は令和2年度から令和3年度に関してですが、アンケートを行ったのは令和4年度ということで時期が多少ずれている部分があるのですが、一応学校としてのアンケートととらえていただけたらと思います。1ページ目の1の「どのように情報を把握していたか」ということで学校としては、もちろんむすびつくばからの報告書の確認とともに、保護者との電話、面接、家庭訪問等での情報の把握が多かったということが、この数値から分かると思います。それから、むすびつくばの案内についてですけれどもこちらの方は、担任とかカウンセラーとか、ここに書いてありませんが、生徒指導主事とか、そういった担当者から不登校児童生徒に対しては案内できたかなというのが16件と、一番多かったと考えています。それから、むすびつくばに通所する児童生徒についての学校内での情報共有ですけれども、ケース会議とか、生徒指導部会とか、職員会議学年会とか、そういった中での状況がほとんどだったのかなと考えています。その他のアンケート結果等については、ご覧いただいて確認いただけたらと思います。あまりご説明が長くなってしまうと協議の時間がなくなってしまうのでとりあえず資料の説明については、ここまでにさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○教育長

資料1から資料3まで説明をしてもらいましたが、まず資料を見て、また説明を聞いて確認したいことや質問がありましたら、それから伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。確認はよろしいですか。それでは早速ですけれども、この検証したことを元に、最終的には協働事業についての報告書をまとめていきたいと思うんですけれども、皆さんの自由なご意見を伺いながら、報告書の中に盛り込んでいくことなども考えていきたいと思いますので、この資料1から3を見て感じたことなどをいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

長期欠席のアンケートを含めて本当に大変な作業ありがとうございました。まずこの検証報告書としての体裁は、この三つに分けて考えるということで良いのですか。何か提出するというか最終的な形。要は、これは出てきた数字とか自由記述なので、ここからどう考察するかということとをそれぞれに加えて、一つにまとめるという考えでよろしいですか。つまりここで話し合うべきは、この内容を見て考察するということがいいですよ。

○教育長

よろしいですか。はい。

○委員

ということは、このメンバーだけで考察をするので良いのかな、というのが私の純粋な不安というか、もうちょっと専門性を持った、例えば、むすびの方のヒアリングの調査は、この大学の助教授が考察した形で上げてきていますが、多分こういう形で最終的にまとめる必要があるかなと思うんです。メンバーだけで大丈夫かなというか、ちょっと不安があるという、不安な気持ちを吐露しました。

○事務局

基本的にこの検討委員会の委員さんが中心になってまとめていくというつもりでいるのと、あくまでも今回の資料はそれぞれ資料ですので、これを最終的には検証報告書という形でまとめていくことになると思います。こちらを分析したり、考察をしていくことになると思うのですが、もちろん専門的な先生方の意見も必要かなと思いますので、例えば、以前に有識者ということでこちらに来ていただいた筑波大学の飯田順子先生の方には、一応伴走をして欲しいという直接的なお願ひまではしてないんですけども、メールで随時資料をご提供させていただいて、随時ご意見とか、ご感想とかをいただきながら、ぜひ伴走をお願いしたい、ということでお話をしているので、当然ここだけのメンバーだけではなくて、そういう専門家の知恵もいただきながら、検証という形をとっていければと考え

ております。

○委員

令和2年度3年度の結果について振り返っているということですね。仕様書については事前に見て心得ているんですが、協働事業ということで、市の側とリヴォルヴさんの間に、何らかの見解の違いがあったのかどうかというのが、ちょっと気になる場所なんです。令和2年、3年は事業形態としては協働事業で、支援金という形でお金がいってるわけですね。委託ではなかったということですね。そこでリヴォルヴさんの方がなかなか市の方と連携が取れなかったということを書かれていて、市の方は、どういう位置付けをしていたのかをちょっと確認したいんですけど。令和2年の段階で、教育支援センターというふうな意識、位置付けがあったのか。じゃなくて、民間のフリースクールとして位置付けていたのかということがちょっと後で気になったんですね。フリースクールという扱いであれば、これはやっぱりフリースクールが独自に自分たちの考え方でやるのがフリースクールですから、もっと言えば子供たちの学習ニーズに応えるのがフリースクールだと思うんですね。教育支援センターというのは、以前の適応教室が教育支援センターという形になりましたから、もう少し教育というか、学校教育に準ずるようなものという扱いになってくると思うんです。そこ、令和2年令和3年はどうだったんでしょう。仕様書を読む限り、教育支援センターの位置付けのような気がするんです。

○事務局

委員さんおっしゃるように、仕様書でいくと例えば「不登校児童生徒に対して集団や個に応じた様々な学習機会を提供するとともに」という表現からスタートしているので、確かに我々の方も学習機会というものを確保して欲しいというような思いがあって、この事業の方向をお願いしたという部分があります。ですので、完全に民間フリースクールと同等ということではなくてあくまでも公設ということで、それが教育支援センターという言葉にぴったり当てはまるかどうか、

ちょっと自分も何とも言えないところですが、ある程度学習機会もという部分については、最初の事業をお願いしたときには、そういった趣旨というか、意思はあったように考えております。

○委員

後でちょっと資料を見て欲しいのですが、令和元年に文科省が教育機会確保法の各学校での取扱いとか、出席状況の取扱いのようなことの指針を出して、それまでの不登校の子供たちへの対応を全部1回まとめて、以前どうだったかということではなく、取りまとめて指針を出した、この令和元年の指針が非常に重要だと思っていて、その中では、教育機会確保法と、その通達の中に、若干ずれがありまして、それがちょっと現場が混乱している元になっている面があるんです。出席の扱いをどうするかということとかですね。それを元にして令和2年の仕様書を作ったのだと思うんです。

端的にあらわれているのは、「社会的自立を目指して」という言葉が入っているんですよ。教育機会確保法には、その言葉はないです。その通達で初めて「社会的自立を目指して」とか、「将来を見据えて学習する」とかですね、要するに進学で困るでしょうと。進学で困るから勉強ちゃんとした方がいいんじゃないってというような文言が入ってきているんですね。なので、おそらく令和元年の通達をもとに仕様書を作ったと思うんです。そうすると、これは学習支援センターなんですね。学習支援センターの位置付けだと。仕様書から見てとれます。で、リヴォルヴさんは、自分たちの活動をおそらく、もうちょっとフリースクール的にとらえてたんじゃないかなと思うんですね。その辺が行政の方が考えている学校教育に準ずることをやってくればというのと、じゃあどうすればいいのというので、リヴォルヴさんの自分たちのやり方、スタイルをうまく理解してくれないということも、意思疎通がうまくいかなかったと。私最初から仕様書に戻るべきであると言ってますけど、そこは確認しておきたいと思うんですね。教育支援センターという言葉はおそらく、令和3年の後半ぐらいから教育委員会の中で使われ

始めたので、それ以前はあまり言ってなかったと思うんですね。でも考え方は、教育支援センターの考え方ではないかと思って、それはちょっと共通理解しておきたいと思うんですね。

○事務局

確かに令和2年度については、学習支援というところも考えつつ、専門的な知見を活用して、相互に協力、補完することで、不登校児童生徒の社会的自立に向けた市の選択肢を広げるための支援の実証を行いたいということで、スタートしていました。正直なところを申し上げますと、初めてなところもあったので、我々もこれがいいかあれがいいかということを楽しみながらという部分も多少あったのが事実かと思えますので、もちろん学習支援だけをお願いしたつもりではなかったもので、あくまでもやっぱり社会的自立というところは頭にあったのですが、社会的自立のトータルで支援を考えた時の学習支援の方の割合というか、その辺りがなかなか意思の疎通というか、リヴォルヴさんとの連携が我々の方もうまくいってない部分があって、我々そんなに学習支援学習支援って、いつも学習ばかりお願いしていたつもりはないんですけども、向こうとしてこの文があったものですから、そうとらえていたというところがもしかしたらあったから、先ほどのようなリヴォルヴさんの自己評価の1がついてしまったんだなと反省はしています。これより連携不足であったことは結果から見ても、それはもう否定はできないのかなと考えていて、少なくとも協働事業ということで一昨年度、昨年度とやったわけですから、その部分についてはもっと連携をすべきであったし、今後、例えば公設民営という形をとるのであれば、連携を充実させるというか、密にとっていかなければいけないと感じてはおります。

○教育長

あくまでも、協定書と仕様書が基本だったということは間違いなくて、それに基づきながらお互いが進めるべきところで、ちょっと理解不足がお互いにあったかなという、それは否めないということですね。

○委員

7ページのつくば市と事業者で、事業の目的は共有できたかというところですね、リヴォルヴさんが1をつけているんですね。7ページのここ、公民協働の観点からという、つくば市と事業者で、事業の目的が共有できたかというところが評価1なんですね。達成できなかったとしているんですね。これちょっと私は問題だと思っていて、7ページじゃなかった1だ。全体の通し番号もちょっと分かりません。リヴォルヴさんの自己評価のところも、一番最初ですね、つくば市と事業者で事業の目的が共有できたかというところ、これが1っていうのは問題だと思うんです。達成できなかったということなので、いまだにその目的の共有ができてないのかという話になってしまいますが、その辺どういうふうと考えられますか。

○事務局

1という自己評価をしていただいたので、本当に我々反省すべきところです。あくまでもこれは2年度3年度の事業ということで、目的の共有ができないということは、我々の連携ができなかったというところの評価を1でいただいたということになるかと思います。本当に反省すべきところで、令和4年度も事業を進めているわけですが、今年度については、相談センターの所長であるとか、次長であるとか、課長補佐であるとか、頻繁にむすびつくばの方にお邪魔をして、いろいろ話し合いを持ちながら、連携を充実させているところなので、今年度同じようなアンケートとったら幾つの自己評価をいただけるかどうかちょっと分からないんですけども、2年度3年度については残念ながら目的の共有は、リヴォルヴさんはできなかったという自己評価をしている。我々は説明はしていたつもりでいたんですが、向こう側としては協議ができなかったという評価だったのかなということだと思います。

○委員

では、なぜ共有ができなかったのかを、もうちょっと考える必要があるかなと

今感じたのは、お互いこれでいいだろうと思っていたら、すごくずれていた。じゃあ、これからは例えば、2週間に1回は必ず会議を持つとか何か具体的な政策に今度つなげていかないと、また同じことが起きるかなとすごく懸念していて、連携はなぜ不十分だったのかというところをもう少し、資料2の16ページ、一番最後の連絡会議のところ、そういうふうに挙げられてますけど、なぜ不十分だったのかという部分の振り返りと記述が大事かと感じました。

○事務局

連携が不十分だったということは、我々も自覚をしていて、例えば連絡の回数であるとか頻度であるとか、懇談の仕方とか、そういった部分がやはりまずかったから、向こうの自己評価1をいただいてしまったという部分がありました。なので今度は先ほどもお話をさせていただいたように、頻繁に向こうの事務所の方に行って、面談をすると同時に、連絡会議ということで、定期的に今年度については実施をさせていただいているので、反省した上で、今年度の事業は進めているとご理解いただくといいのかなと思いました。

○委員

私もすごく感じたのが、やっぱり当事者で教育支援センター的役割を担って、協働事業でやった場合には、やっぱり当事者の学校ももう少しその中に入って、3者で十分にその子に対しての協議をすべきだと私は思った次第です。そのことによって、学校というのはいいい意味でのこの評価を記録に残すこともできるし、どういうふうに、その子が経過したかということをお互いに共有して、今後どうしたらいいかという検討会が開かれると非常に子供にとっては幸せかなと。そこら辺がちょっとお互い足りていないという意識があったのではないのかなと。だからそれはきっと子供にも反映して、子供がそういう意味で声をかけられるとか、他からも支援できる体制がもっと増えることに繋がっていくのではないかと思うので、その辺を今後さらに充実していく必要はあるかなと。だから、子供を中心に考えて、やっぱりそのデータの的なものも、十分お互い理解して対策を講じ

ていくという方向で、やるのが協働事業かなと思うのですね。そこら辺を今後検討していけばいいのかなと思うのですが。

○教育長

このところでいう目的は、共有できたって目的をどうとらえているのかっていうのもあると思うんですけども、大まかな目的はその仕様書によってお互いに納得した上で契約をしたと。ですから、当初は理解されていたんだけど、リヴォルヴさんがこれを1と評価したということは、その後のその進みの中で、何か足りなかったと感じているのか、これは想像の世界なので、実際リヴォルヴがなぜ1をつけたのかというのは確かめる必要はあると思うんですけど、今、委員や、委員が言っていたようなことは、これから確かめる必要は実際あるのかなという。

○委員

結局その子の内容理解が足りなかったのかなと、その子がどう成長したかで、どういうふうに進んでとか、そういうものを共有して対策を講じていくことが大切かなと。それが共有できなかった、不十分だったという意識を強く感じたのかなと。だから独立させてやったわけじゃないでしょうけども、それを共有できる場がなかったという気がするのですよね、きっとね。これに関しては学校にも責任があると思うのですよね。投げっ放しでもまずいしね。やっぱり子供を預かっている以上は、お互いその子のためにどうしたらいいかということを考えてあげるのが一番だと。

○委員

指摘した令和元年の通達というのは、かなり問題含みでして、おそらくこれから文科省の方も色々な議論をして展開してくると思うのですが、教育機会確保法とちょっとずれる面があるんですよ。で、その辺が仕様書も含めて、ちょっと過渡期にあって混乱したと思うんです。その典型の例が、出席扱いなんです。その通知の中で、学校教育のカリキュラムとか学習指導要領に準拠することが確認でき

ればと書いてあるんです。これ大問題で、その内容が、不登校支援で学校と同じような勉強をしたら出席にしますよというふうに、その判断は学校長にゆだねるって書いてあるのです。これ非常に混乱したんですね。そういうふうに変え、文科省の通達があったら校長は、どういうことを勉強しているのということから入って、じゃあ出席として認めましょうと言うけど、元々の法律の作りからすると、教育内容について、校長が判断して出席として認めるわけではないんですよ。その通達の非常に罪作りなところだったんですけど、校長も非常に判断が難しかったと思うんですね。リヴォルヴさんから色々な、こういうことを勉強してますよ、出席ありますよと報告が来たときに、校長がそれをどう扱うかというのに、多分混乱したんだと思うんですね。出席と認めていいのかどうかという判断を校長にゆだねたから、リヴォルヴさんがその辺どう考えてたかを確認できないんですけど、保護者からしたら、出席扱いになるかならないか、すごく気になるところじゃないですか。それが内申書に書かれるわけだし、場合によっては先生言われるように、評価に繋がると。通達の中で、全教科について評価する必要はないと書いてあるんですよ。ある一部だけでも報告があれば、認めましょうって。さらに、オンラインの学習も出席に認めてもいいですよって書いてあるんですよ。おそらく仕様書の中に、オンライン学習も含めてって書いたと思うんですね。私がちょっといろいろ見つけ出して読んだ限りでは、そういう背景の中で、今回のリヴォルヴの協働事業が始まったんだと思うんですね。その辺これから整理しなきゃいけないので、ここできちんと整理して、出席とは何かということをもう1回ちゃんとしなきゃいけないと思うんですが。なので、教育長が言われるように、協議を重ねて、お互いが目的を共有できるような場がなかったということは、お互いの責任としてあると思うんです。コミュニケーションって一方的なものではないので、両方が、それは駄目でしたよねということを確認した上で。出席扱いについてはいまだに混乱してると思います。

○委員

でも教科とかそういう部分での評価も、外部のやった、実績をちゃんと把握して、きちっと評価を出せるので。だから、そこら辺を分からないと学校ではまずいと私は思うのですね。

○委員

令和元年度の通達についても、教育委員会としての見解は、きちんとしておいたほうが良いと思います。

○教育長

その辺は今後の支援のあり方の中で、教育機会確保法の学校現場への周知というのは、かなり一つ大きなポイントではあるかなと思います。ただ、ここの検証という中では、全体的なこの公設のフリースクールの存在の良さとかそういうのが認められるのかどうかという点、それから、学習内容、この支援内容とか方法が適切だったのかというあたりですね。改善すべきところはどんなところなのか、そういうまとめをしていかなければいけないのかなと。そして、お互いの情報交換が足りなかったということであれば、その辺の改善と先ほど言った確保法の周知というあたりが、ポイントになるかなと思います。

○委員

今の連携に関連するのですが、資料3が利用者在籍校アンケートのまとめですけども、あまり在籍校の実感とか困ったことなど具体的な課題が見えないという印象を持っています。24校が回答したにもかかわらず、自由意見がこれだけなのとも思いましたし、例えば問3は、「学校内でどのように情報共有を図っていましたか」、この方法しか聞いてないので、共有できなかった場合は、何が問題で共有できなかったのかということも聞き出すことが、この検証では必要だと思いました。

あと、実際に自分のクラスでなかなか学校来られない子供たちを持つ先生たちの聞き取り調査というか、この資料3だけでは、見えてこない印象が強いです。もし可能であれば、聞き取り調査を少しやれないかという印象を持ちました。

○委員

学校内でどのように情報共有を図ったかというのと、学校内というのが教職員も生徒も含まれると思っっているんです。不登校の子供に対して先生がどういうふうに考えて、どういうふうに見ているかというのは、他の子供たちは、やっぱりすごく影響すると思うんですよ。

もう学校来ていないから知らないって、一言もこのことについて触れないということは、学校に行かなくなったら学校ではもう存在はないんだって生徒は思うと思うんですね。非常にそれは難しいけど、今、リヴォルヴさんというところに行って勉強しているみたいで、お元気そうだよって一言言うか言わないかというのは、大事な情報共有だと思うんですね。学校内の生徒に対して、先生たち同士だけではなくて。それって不登校支援の重要な部分じゃないかなと思うんですね。その観点もやっぱり入っていた方がいいかなと思いますね。

○教育長

問3については、もうちょっと、ヒアリングが必要なのではないかとこのころで、一つは共有が図れた場合にどんな情報共有したのか、誰と共有したのか、できなかったというのは何なのか、なぜできなかったのかというようなことを、もう少し明らかにした方がいいんじゃないかというご意見でしたかね。確かにそうだと思いますね。他に報告書の中で、こんなことにも触れて欲しいとか、こういうことをもっと調べて欲しいとかありますでしょうか。

○委員

報告書の中というところとちょっと違うかもしれないですけど、協働実証事業って一緒に何かを、実証したくて始まった事業ってことですよね。で何かっていうと、不登校支援のあり方だと思うんですけど。その実証した後、つくば市はどう展開していくつもりでこれを始めたのかなあみたいな疑問がありまして。

○事務局

リヴォルヴさんにこの事業をお願いして、専門的な知見で支援をしてもらうと

ということだと思います。当然学校が持ってない知見であるとかやり方とか、そういったことも当然リヴォルヴさんは長年の専門的な部分で知っているところがあって、こういう手だてをやるとすごく子供たちの成長に繋がりますよとか、そういうところをやっていただいて、例えば、他の場面とか生活でもしかしたら生かせるかもしれませんし、他の場面でも生かせるような部分があってそれを市内全域に広げるとか、そういった形ができることを期待して、どういうやり方がいいとか、そういった部分を検証できればなと考えてお願いしたところがありました。

○委員

アンケートや学校の意見を見ていると、これ、今後はずっとむすびつくばというものが存在するという体じゃないと宣伝もしづらいただろうし、何かフツと出てきた存在に対して学校側も戸惑うのは、戸惑いと言いますかこの前むすびつくばさんにお伺いしたときに、最初学校に電話連絡をすると、認識されてないことがあって、ようやくここ最近、電話がスムーズに分かってもらえるようになったみたいな言い方だったので、始まり方も何かフワッと始まったのではないかというのがあって。1回始めてしまったものは、もう公設のものできっとこれからも続いていくんだというイメージは湧いてしまうと思うので、今後、実証事業の報告としてはここにある通りになってしまうと思うのですが、結局ここからどう展開していくかという方が、気になってしまっているのも、きっと展開も踏まえたまとめの方を作られるのではないかと思うので、そういう展開についても、考えていていただきたいと思います。

○教育長

そうですね。実証は実証としてまとめて、それをもとに、それも含めて、今後、つくば市として、不登校児童生徒支援はどういうふうに、総合的に仕組みを作っていくかっていうことを、別にまとめていきたいと。その中にむすびつくばのような公設のものはどんなふうにしていったらいいんだろうかというところを、ま

た議論できればと思っているんですけども。本当にこれをどう生かすかということが、すごく大事なことだと思うので、今の意見の通りだと私も思います。他にはいかがでしょうか。全体的な公設の協働事業の印象等でも結構ですので。

○委員

先ほども、リヴォルヴさんの自己評価の中で、2ページのところの、受益者（市民の満足度は十分に図られたか）という自己評価で、「2021年度末2022年度初頭の個別面談では、特に改善点を指摘する声もなく、この度、外部の専門家に協力を依頼した聞き取り調査からも満足度の高さがうかがえた」。満足度が高いというのは非常に良いことだと思うんですけど、「改善点を指摘する声もなく」というのはちょっと、どういうことなのかなと疑問に思うんですけどね。実際には、アンケートの中で、「週2日だと困る、もっと増やして欲しい」という意見は出ていましたし、特に改善点を指摘する声がないという認識は、ちょっと問題かなと思うんですけどね。リヴォルヴさんに聞いてみないと分からないんですけど。

○事務局

資料1の10ページの要望改善というところで、「通所日数が少ない」のが8件であったりとか、「スタッフの配置数が多い」というところで、改善して欲しいというご意見があったにもかかわらず、この自己評価のところの2番の⑤のところでは、指摘する声がないというところの違いがあり、もう一度、例えばリヴォルヴさんとその辺を協議というか、話をする場面を作って、細かい部分を聞いていく必要はあるのかなと感じております。

○委員

その点については現在も継続していることだと思うんです。なので、リヴォルヴさんの方が改善点がないという認識ではないと思うんですね。人件費のこととかも書いているので、それと満足度が高いというのを一緒にしてしまっているのは、自己評価のあり方としてちょっと疑問を感じました。

○教育長

ここに「個別面談では」と書いてあるところに何かあるのかなというね。どちらかというところの改善点については、組織としての改善点みたいな部分が多くて、個人への対応の仕方みたいのが少ないからそういうふうになったのかなという気もするんですけども。ただ全体的なむすびつくばの形としての要望は確かにあったということですよ。ただその辺は、もう1回話し合ってみる必要はあるんじゃないかと、実際に保護者アンケートもむすびつくばにも見ってもらってるわけですから、認識がそういう意味では変わっている部分もあるんじゃないかなというふうに思いますね。改善すべき点については今後も連携を取りながら、お互いに話し合っていく必要があると思います。

○委員

そもそもなんですけど、公設民営とは何かというのを、改めて自分たちで書き出すというか、定義する必要があると。私自身も公設民営は、何が条件で何が目的でというところがまだ明確になってないと今の議論を聞きながら思ったので、その作業も必要かと感じました。

○委員

市が予算を出すという時点で、市民からのお金を使っているんで、市の意見が市民の声であるべき。

○教育長

これを公設民営と言っていいのかというのも、公設公営なんじゃないかという意見もあるんじゃないかと思うんですよ。とりあえず、この検証という意味では、色々な課題もありましたけれども、先ほども言ったように指導、支援の内容とか方法とか、そういうところを一つ一つ考察していくということにはなると思いますが、事務局の方で原案を作っていく形でいいですかね、今の声を聞きながら。まずはそれが前提に、全体的にはあり方、実際に活動していた内容が評価できると。そういう中で、今言ったような課題をクリアしなくちゃいけないだろうという形で、まとめていくしかないかなと思いますけれども。

○委員

子どもたちも居場所としても安心できる場所は、それが全てじゃなくて、改善点もあるということですね。

○教育長

今言われたような意見を取り入れながら、報告の原案みたいなものを作り、かつ飯田先生のアドバイスもいただきながらまとめていくと、そういう形でこれから進めていきたいと思います。

時間が半分過ぎましたので二つ目の方に移っていきたいと思います。二つ目は今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方についての検討というところですね。今度は資料の方で、4番の先行自治体の事例から、資料6の長期欠席児童生徒アンケート、ここまでについて、説明をお願いします。

○事務局

資料4の説明をさせていただきます。先ほど、最後に委員さんの方から、この形が一つだけではないというところで、例えば民間フリースクール等への補助とか支援とか、他の自治体の支援の仕方を調査して改めてまとめました。資料4になります。各自治体の方へ電話等で聞き取りをした上で、おおよそのところでご回答いただいた部分についてまとめました。A3横長の大きい紙になるんですが、以前も施設への補助、利用者への補助ということでまとめていたので、以前に出したものと大きくは変わっておりません。施設への補助をしている自治体、それから利用者へ補助をしている自治体で、両方ダブっているのを見ていただくと分かると思いますが、茨城県と鳥取市、千葉市、こちらは施設への補助、それから利用者の補助と、両方とも考えている自治体もあったということで、確認いただけるといいのかなと思います。当然金額の方は、それぞれの自治体で大きく違うところがあるのがおわかりになると思います。まだまだ今後委員さんのご意見等をいただくことになるかと思うんですが、一番下にも書かせていただいたんですけども、どのような施策を考えていくかというところでは、やはり例え

ば補助の上限額であるとか、施設の対象、利用者の対象などの部分を、この表だけではなかなか今すぐ答えが出せるものではないかもしれませんが、今後こちらの表と数値等を参考にさせていただいて、ご検討、ご意見をいただくことになるのかなと考えております。

その3番の後にも、改めて聞き取りの内容の方を文章でまとめさせていただきました。都道府県に合わせているところもあれば、市町村独自で基準を設けているという自治体もありまして、本当に様々なやり方があり、全国的なスタンダードが正直言って見えてきませんでした。本当に色々なやり方があって、その中でこういった参考事例を見ながら、どういった形がつくば市としてはいいのかということは今後考えていかなければいけない。ぜひご意見等いただけたらと考えています。

資料5の説明をさせていただきます。昨年度末にアンケートをとりまして、市内の児童生徒が昨年度通っていたという民間フリースクールの8施設に訪問させていただいて、その際に聞き取った内容と、あとはホームページ等の内容を参考にして、まとめさせていただきました。目的と方法についてはお読みいただきたいと思います。資料5の別紙1と比較しながら見ていただくのが良いかと思います。まず、基本的な開設時間はこのようになっているんですが、それぞれの事業所で、コース、内容など、様々な内容がありまして、そういうものによって通所時間は変わってくるということも分かりました。さらに、一人一人の子供たちに対して、その子供たちの意思を尊重した登下校の時間というのを柔軟に設定しているところもたくさんありました。

在籍者数ですが、受入れの上限人数は、事業所によってまちまちで、数名から数十名ということで、施設の状況によって大きく違ってきている状況です。聞き取りに行った際は、在籍人数が上限に達していない施設が多かったという印象でした。その要因として費用がかかってなかなか通所ができないという意見もありました。

この在籍者数ですが、一番左に書いてある数字が、つくば市内で今現在通っている児童生徒の数になります。カッコの中は、その事業所の現在の在籍者数になっております。続きまして、受入状況ですが、市内及び近隣の市町村の不登校児童生徒の受入れをしていただいている施設が多かったです。ただ、それだけではなく、不登校に限らず、児童生徒の受入れを行っているという施設もございました。それぞれの施設の特性によって、小学生がメインになっている、或いは中学生の学習をメインとしてやっているというような傾向に分かれるようなところもありました。

続きまして、費用です。こちらについても施設によって大きな差があります。入学金は幾らと決まっているところもあれば、月額だけは低い金額で設定して、通所した日数によって徴収するという施設もありました。後者の通所した日数にというところの施設ですが、やはり経営と言いますか、施設を運営するにあたって、やはりなかなかこれだけでは足りないので、設置者が補填しているというような状況もあるとお聞きしました。

続きまして、学校との連携になります。出席後は活動内容の報告を行っている施設が多かったかと思えます。自主的に報告していただいているところと、あとは、例えば保護者或いは学校の方から依頼があった場合に出していますというところもありました。未実施というところもあるんですが、こちらもそういう依頼があれば可能であるという報告も受けております。

続きまして、体験学習についてです。毎日の活動に体験活動を取り入れている施設が多いようでした。その中で、施設の特性とか特設で校外学習や宿泊学習などの大きなイベントをしているという施設もありました。多分その辺は、別途集金という形になるのではないかなと思います。

続きまして、ここには載っていませんが、入学案内やホームページ等ほどの施設も開設してしまして、分かりやすい説明がされておりました。

最後、活動内容ですが、学習計画があったり、自立活動を実施しているという

施設が多かったです。ただ、やはり子供たちのニーズというかその日の状況とかにもよるので、行ったときに、ゲームをしていたとか、そういうお子さんもいらっしゃいましたが、基本的には子供たちの自主的な計画に基づいて、学習、或いは自立活動、体験活動をやっているという状況でした。

こちらの表と、先ほどの先行自治体の調査の表とを見比べていただくと、やはりつくば市独自のものは先行自治体とちょっと違うケースもありますので、その辺をつくば市として、この後の支援の材料にしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして資料の6になります。長期欠席児童生徒アンケートということで、今まで検討会の中でも、不登校のデータ等をお示ししてきましたが、基本的に例えば要因とか背景とか、そういったものについては、学校の見立てからの4背景をお知らせしたところです。今回のこのアンケートについては直接子供たちに回答いただいて、回収については学校を通さずに、市の方が直接回答いただいておりますので、学校校の見立てよりは多少子供たちの本音に近い部分が、データとして浮かび上がってきているのと感じています。

対象者を見ていただくと分かると思いますが、アンケートを配布することができた、児童生徒、その保護者ということで、それぞれ581名、合計1,162名のうち回答いただけたのが、児童生徒が175名で約3割、保護者が202名で約35%ということで、3分の1程度のご回答をいただきました。

中身についてですが、まず児童生徒の方です。1ページ目「学校に行けなかった理由」ということで回答してもらいました。多かったのが「身体の不調」、「やる気が出なかった」、「勉強が分からなかった、面白くなかった」それから、「生活リズムが乱れてしまった」こういったところが、行けなかった理由として当該児童生徒はたくさん数を挙げてくれたところです。

それから、2ページ目、「学校を休んでいたときに感じて感じたこと、思ったこと」勉強の遅れが心配だったという、児童生徒が多かったのかなととらえてお

ります。それから、逆なんです、一番下のところで、「自由な時間が増えてうれしかった」というようなことを思った子供たちも多かったのかなととらえています。

めくっていただいて3ページ目、「どんな学校だったら行きたいと思いますか」ということで、これ非常にたくさん書いていただいた部分が多かったんですが、多いところだと、「いつ行ってもいい」、弾力的な時間かなと思います。それから、「ゆっくり休める場所がある」、リラックスルームっていうことはあるかなと思います。それから、「1人になれる場所がある」、「好きな勉強ができる。」、「友達といっぱい遊べる」、そして「気軽に先生と話せる」。このあたりが、回答としては多いところかと思えます。

この間の検討会でも校内フリースクール等の話題が出たと思いますが、校内フリースクールの中身についても参考になるような回答だったと考えています。4ページのところでは、「学校を休んでいる時にあるとよかったと思うもの」ということで、「一緒に遊ぶ人」、「1人になれる場所」、このあたりが非常に高い回答数をいただいたところで、1人になりたいという子供も多かったのですが、誰かを求めているという子供も多かったなというのが、この回答から感じたところでした。

嫌だった対応というところで、学校の対応が主な部分かなと思うんですが、その部分については、「先生の家庭訪問」、「先生と面談で話すこと」ということで、よく当てはまる、やや当てはまるという児童生徒の回答も多かったんですが、当てはまらないという回答の方が多かったのかなと考えています。やはり自由記述のところ、先生方の対応が15件というところでありましたので、この辺はやはり、今後校内フリースクール等での、または普通学級等での学校の対応ということを考えていかなければいけない部分かなと感じています。

5ページ目のところで担任の先生や家族以外で学校に行かなかったことを相談した人ということで、この部分については、カウンセラーとともに、病院に通

った子供たちが多かったということで、病院の先生には相談しましたというところが、この数値からは見えてきました。

ページをめくっていただいて7ページになりますが、ここからは保護者のご回答になります。子供のアンケート同様に一番最初、学校に行かなかった理由は、保護者としてはどうとらえていますかということになるんですが、やはり子供と同様に体の不調とか、それから勉強、友達のこと、このあたりの回答が多かったのかなということと、8ページ目のところで学校休んだときのお子さんの様子ということで、ここやはり多かったのが「不安を感じているようでした」という回答が多かったととらえています。それから、9ページ目、10ページ目では、相談した機関、相談した相手、それから休んだ時に利用した支援の方法等について書いてありますので、ご確認いただきたいのと、10ページ目の下の質問なんですが、「学校休んでいる時に過ごして欲しい場所」ということで、こちらの方、あくまでも保護者の意見ですけども、「勉強を教えてくれる場所」が65%、「自由に過ごせる場所」が65%、「のんびりできる場所」が65%でこの三つの部分がやはり多かったのかなと。これが不登校支援の一つのヒントになるのかなととらえています。

11ページ目「現在のお子さんのことで困っていること」ということで、ここも多かったのが「学習勉強の遅れ」、それから「進路について」ということであり、このあたりが、保護者の方々は不安に思っている方が多いんだなということが、改めて数字として分かってきました。

それから12ページ目「保護者として困っていること」の中で一番下、金銭的な負担が増えてしまったというご回答を44%の方が、よく当てはまる、もしくはやや当てはまるという回答をいただいているのでやはり、金銭的な部分で困ってしまったという保護者がかなりの数いたということが分かました。

そのあと13ページ14ページ15ページについては、細かいそれぞれの個人個人の意見ということで、簡単ですがまとめさせていただきました。細かいデータにつ

いては、委員さんの方には直接送付したのでそちらを見ていただけるともっと細かい部分も分かるかと思うんですが、大きくカテゴリー分けすると15ページあたり16ページあたりになるのかなと考えています。

今回このアンケートを取らせていただいて、不登校児童生徒への支援の方法とか手だてとか、そういったもののヒントになる部分が結構あったのかなとすごく感じたアンケートでした。これをぜひ生かしていけたらと感じております。

○教育長

児童生徒のアンケートについては非常に貴重なデータだったと思っておりまして、整理をうまくして、学校の方とも共有して、今後の色々な対策に学校とともにやっていける材料になるんじゃないかなと、本当に良かったなと思ってます。それでは今の説明でまず確認したいことや質問がありましたら。まずはお願いしたいと思います。

○委員

小学生とか6年生までと789年生で、状況が違うのかなという印象があります。分けた回答は、ないですね。

○事務局

今回全部まとめてしまったので、細かく見ていけばあるんですけども、今日の資料では出しておりません。

○委員

特に学習とかへの心配って学年が上の方だろうし、意見が一緒くたになってしまっているの、一番多いという言い方をするのは違う気がして。

○事務局

確かに発達段階に応じて、支援の仕方は当然変わってきて、特に進路に不安ですという保護者が結構多いと私も言ってしまったんですが、進路の不安を持っている保護者さんは、多分お子さんが中3とか中2とかそういった可能性は高いの

かなと感じますので、その辺、今回はまずまとめたデータを提出させていただきましたが、年齢別のところも見れる範囲で見ていきたいと思います。

○教育長

今後、つくば市としてどういう不登校支援をしていったらいいんだろうかということについてのご意見をいただきたいと思うんですけども。教育相談をどうするかという部分と、学校内、学校外と分けて考えられると思うんですけども、相談についてはスクールカウンセラーに相談する形が一番多いことから、このスクールカウンセラー、これまでもお話できましたけれども、増員は必須になるかなと思っていますけれども、どうでしょう。学校内でこんなことが必要ではないか、まず学校内について感じたこと、ぜひこういうふうにしていきたいということをもとに伺いたいと思います。

○委員

支援事業ですね。根拠法。根拠というのがこれは何回も言っている、義務教育段階における普通教育を保障する、なんだっけ、保障する、機会を確保する法律って実際もっと長いんですよ。義務教育ということ、それから普通教育ということですよ。一応その背景には、教育基本法と、憲法26条、憲法27条があるわけですが、この根拠法をもう1回振り返ってみますと、こういうふう書いてあるんです。

基本理念、教育機会の確保等に関する施策は、次に挙げる事項を基本理念として行わなければならない。この1がですね、皆さんびっくりすると思うんですけど、すべての児童生徒が、不登校じゃないんですよ、すべての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることが1なんです。大きいです。教育機会確保法の基本理念って。2番目が、不登校児童生徒が行う多様な学習活動、教育活動じゃない、学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うようにすること。これ今一生懸命考えてるんですね。3番目が、不登校児童生徒が安心して

て教育を十分に受けられるよう学校における環境の整備が図られるようにすること。これがいわゆる、校内フリースクールとかですね、学校において、対応する特別なことだと思うんですね。で、もう一つ4番目があるんです。義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、子供の意思を十分に尊重しつつ、その年齢または国籍その他の置かれている状況に関わりなく、ここはちょっと問題ですけど、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、この能力に応じたというのは憲法に書いてあるんですよ、義務教育のところで、能力に応じたと書いてあるんですけど、そのものが教育を通じて、この後が大事なんですけど、社会において自立的に生きる基礎を養い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすることと書いてあります。5番目が国地方公共団体、要するに行政と民間が連携しなさいと書いてあるんですね。

この4番の、社会において自立的に生きる基礎を養い、豊かな人生を送ることができるようにというのが、さっき私指摘しました、令和元年のところでは、社会的自立ってなっちゃったんですよ。これ、意味が違うんですよ。社会において自立的に生きる基礎を養い、これは遊んだり友達と何かやったりとか、色々なことを全て含めて、一番最初にある豊かな学校生活を送りというところに繋がると思うんですね。学習支援はその一部、ここを社会的自立と言ってしまうと、進路のこととか、もうちょっと違ったイメージを皆さん持ってしまうんですね。それで、令和元年の通達っていうのは問題があるって私は思ってますけど。この根拠法に戻ると、多様な子供たちの学習支援の機会を確保すると。これが第1目的だと思うんですね。なおかつ、すべての児童生徒があって一番最初にうたっているということは、この教育機会確保法って、不登校児童だけのことを言うんじゃないよっていうことなんですね。読み直して私もちょっと、改めて、これ大事じゃないかなと思ったんですね。どうしても、不登校支援のことに集中すると、その他の子供たちと、不登校の子供たちと分けて考えてしまうんですけど、

この法律の目的はすべての児童生徒が豊かな学校生活を送ることとはっきり書いて、これが根拠法であるというふうに、まず大前提したいと。

それで、さっきの出席のことについても、今日、一言言っておかなきゃいけないと思ったんですけど、子供たちが何を学ぶか、何を学んでいるかを基準に出席と認めるかどうかというのは、間違ってると思うんです。これ、そういう法解釈が教育学では一般的です。つまり、子供は学習する権利があるのであって、義務はないんですよ。義務があるのは、行政と親なんです。15歳まで義務教育だから、それを受けさせる義務があって、それ罰金があるわけですよ。子供には学習する義務はないんですよ。子供が何を勉強したかをもって、出席か出席じゃないかを判断することは、法的には間違っていると。どうしてもそうなりがちなんです。それでさっき言った令和元年の問題なんですよ。校長先生に学校教育に準ずる、指導要録に記載できるなんて書いちゃうと、校長先生は絶対そう思っちゃいますよ。いやそこは問題じゃないですよ。じゃ、出席扱いできるのは何ですかと言ったら、憲法27条なんですよ。児童生徒を、要するに仕事をさせてはいけないって書いてあるんですよ。それが根拠なんですよ。学校に出席したり、フリースクール行ったり、どっかで学習してるということは、子供たちが労働してないっていう証明なんですよ。で、それが出席扱いなんですよ。校長先生おそらく学校に来てないんだから、それは出席扱いとしにくいじゃない、欠席は欠席じゃんって思ってるんですよ。なので、指導要録の書き方を教育委員会の方である程度、決めれば良いと思うんです。ただ出席扱いだけど、学校に来たのは何日、フリースクール来たのは何日ですって、備考欄に書くとかですね。それで問題ないと思うんですよ。

さっき言ったように、根拠は、27条なんですよ。要するに子供を拘束してはいけないと、学習を機会を確保しなきゃいけないと。それがあれば、アンケートの中で、出席についてすごく心配してるというのは、心配する必要はないよとはっきり言ってあげられると思うんですよ。校長先生たちもそういうふうに言って

あげればいいんですよ。出席については心配することないよ。労働しないんだからって言ってあげればいいんですよ。じゃあ家庭学習どうかということになると、どうなんですか。家庭学習は。ホームスクールとか、その辺、保護者が、いや、家で勉強してますって、ちゃんとすれば、認めるのか。それでも校長先生とすると、そこまで出席認めるのってなっちゃうかもしれないですけどね。その辺は議論してガイドラインをつくれればいいと思うんですね。

アンケートの中ですごく気になったのは、やっぱり子供たちそれから保護者が、やっぱり義務教育についても、子供は学校へ行く義務があると思っ込んでる。子供たちは学習する権利があるのであって、義務があるのは、保護者ですよ、私たちですよって言ってあげなきゃいけないんだけど、それを何か子供たちは学校行かなきゃいけない、そういう義務があるようにどうしても思っちゃうんだよね。それが、大前提だと思うんです。

○教育長

そうですね。基本的には今のことを理解していかなくちゃいけないと思うんですよ。

○委員

一人一人の子供全部見ろというね、区別しなきゃいけないっていうことだと私は思うのですよね。だから、学校としても、一人一人を全部把握して、どう対応するかを考えなくちゃいけないのだと思います。だから、そこにはそういう区別っていうのは、しなきゃいけないのだということを、言っていると思うのですよ。だから、やっぱりその子に合った対応を講じること、これが私は基本になってくると思うので、そこら辺を違えると、みんな一律かとか変な方向に繋がったり、望むべき教育にならなくなってしまうとんでもない方向になるのでね。だからやっぱり、そういう意味での教育のあり方を、よく見直していく必要はあると思うのですよね。やはり子供には権利があるのだからっていうね。その辺を大切に扱っていくことが基本にあるのだと、私は思うのですよね。

○委員

校長先生に限らず、学校の先生達が教育機会確保法については、憲法、教育基本法に次ぐ画期的な法律だと思うんですよね。やっぱり、きちんと共有しなきゃいけない。

○委員

あとは、一番心配されてる進路の面で、ちょうど切り替える時期、中学校から高校と、その時に、どう高校とか次のステージに伝えるかというのは、やっぱり学校の責任だと私は思っていて、それをいい意味でその子にとってプラスになるような伝え方をして、この子はこういうふうな伸びしろがあるとこういうことを十分伝えられる。だからさっき私が言った内容をちゃんと把握していないと、それが伝えられない。そういうことがやっぱり進路で必要だと私は思うんですよね。第三者的な立場としても、ご本人を援助する意味でも、そういうことは当然必要だと思うので。そこら辺が伝えられないと、やはり意味がないのかなって。学校側としてのね、私はそう思ってるよね教員として。

○教育長

私も先ほど教育委員会で言ったように、誰もが幸せを実感できる学校を作ろうということを今先生たちに一生懸命言ってるんですけども、その時にやっぱり一人一人の自己実現が保障されるのは、すごく大事なことだと思うんですよね。だからこの子供たちのこのアンケートの声というのは、そういう意味ではヒントになる部分は多いんじゃないかなと。あっちゃいけないっていうのもあるし、こうありたいっていうことのヒントになることもいっぱいあるんじゃないかなって思うんですよね。

○委員

冒頭にあった豊かな学校生活と言われてしまうと、果たして豊かな学校生活と言えるのかっていうね。先生たち自身も、ちょっと窮屈になってピリピリしていないかということを考えると、そこに戻りなさいという大事な法律だと思うんで

すよ。

○委員

まず校内での取組についてどう思われますかって、先ほど教育長の問いかけがありましたけど、私いつも大きく二つに分けて考えてるんですけど、人とか、カリキュラムとか研修とかに関わることと、あとは、ハード面として、制度だったり環境整備、ソフト面で人に関わることで、先生のあり方がどれだけ大きいのか、この事前に送られてきたデータを見るともう読むのはつらいほど、率直に述べられていたので、それをまず先生たち、管理職のみならず、一緒に考えながら改善していくことが大事かなと。今すぐやれて、大事なことのようには感じていません。

あと、簡単にぱっと述べると校内で人に関わることと言えばアンケートデータから思ったんですけど、スクールサポーターとか、必ずしもスクールカウンセラーじゃなくても、子供たちって、自分を見てくれる人がいることで、すごく存在意義を見いだせたりできるのかなとも感じています。なので特別学級支援員とかスクールサポーターをもっと増やしていくとかも、カウンセラーを増やすのはやっぱり難しいということが去年さんざん分かったこともあるので、すぐできることとしては、そういう特別な知識を持たない、経験を持たない人でもできそうなことがすぐできることかと思います。あとは、親の会とか親の繋がりという回答もすごく目についたので、これも多分すぐできることじゃないかと感じています。

人じゃなくて今度は環境面、ハード面でいうと、やはりもう断トツ空き教室の利用。あとは校内フリースクールが、これはもうやらねばならない、予算をつぎ込んでても、一番そこを最上位に位置付けていいことじゃないかなと思っています。あとは、意外と学校の図書室の利用がどうなっているのかいつも気になっていて、ちょっと話聞いてみると、特定の曜日しか入れないとか、もったいないなと感じていたので、そこも喫緊にできるかなと思っています。

○教育長

教師のあり方が本当に大きいというのは、感じますよね。

○委員

先ほどの定例会で研修があったっておっしゃっていましたが、そのときに何か、出たりはしたのかなど。その悩んでいますとか、校長、教頭、教務主任の声とかはどうだったのか。もし上がってれば、それを受けてこちらで考えた方がいいと思います。

○教育長

自分とはとにかく、幸せの学校づくりっていうことで、子供一人一人を尊重しましょうということでは話したんですけども、結局教師として今問題になっているのが、余りにも型にはめようとしたり、自分がこうしたいということに同調させたりとか、そういうものが結局これを読んでも問題になっていると思うので、そういうところはやめていきたいという話はしたんですが、大分それは皆さん納得いただいて、そのあとの協議の中でもそういうことも含めながら、主体的な学習をどう進めていくかというような議論が大分されたと思っていますね。

あと、校長教頭教務で、今回並木中の教務の先生が発表されたんですけど、並木中では哲学タイムと言って、みんなで輪になってディスカッションしながら、このお互いの考えを認め合うようなことをしたというのが非常に良かったです。そういうことって、それぞれの学校でも、今後広めてもいいんじゃないかなど。市長も実際並木にいらっしゃいますので、非常にいいですねって自分のお子さんの面談に行きながらその掲示を見て、あれいいですねと言ってましたけどね。少しずつ先生方も考えが変わってきているというのは感じています。もうひと頑張りかなど。ですから今回これをまた元にいろいろ先生方に投げかけることによって、大分変わってくるんじゃないかと思うんですねこれ生の声ですから、本当に重視しなくちゃいけない。そういう中で今おっしゃっていただいたサポーターを増員する、カウンセラーを増員する、校内フリースクールもぜひ整備したいと。

学び推進課長は校内フリースクールについては、どんな考えですか。

○事務局

校内フリースクール、今年度、一つの中学校で進めているところですが、その成果を見ても、今まで来れなかったような子が、来れるようになりましたという話をいただいています。やはりあそこの学校さんは、とにかく時間割も自分で決める、登校時刻も自分で決める、下校時刻もそうなると思うんですがとにかく、今まで学校というのは、例えば中学校ですと8時10分に登校して、朝の会があって、8時40分から1時間目が始まって、9時半に1時間目が終わって、時計も全て決まっていて、型にはめて、言葉は悪いですけど、生活をさせるというところが正直だったと思います。これ自分も否定はしません。

ただ、やはりそれでうまく生活できない子もたくさんいるというのが現状だと思うので、そこで校内フリースクールというところで、とにかく自分で考えて自分で決めようよ、とそういうことをすると学校に足が向いてくる子も、結構数がいたということで上がってきていますので、やり方というのは今年度末になると思うんですが、とりあえずその学校さんでやってきたことの報告をもらって、それを色々な学校に広めてできれば、来年度なんですけれども、当然、教室環境とかにも条件がくっついちゃうんですけども、少しでもまずは中学校あたりから広められると良いのかなと考えています。

できれば、不登校の子供って中学校だけでなく小学校にもいるので、小学校でも可能な範囲で広げられると良いのかなと思っています。校内フリースクールは自宅から近いところが良いと思っていまして、保護者も送迎せずに行けるわけなので、この校内フリースクールは、すごく手だてとしては良いかな、我々も頑張らないといけないところは、教室環境を整えるというところと、人的配置をするというところがきっと、我々の仕事なのかなと思っていますので、その部分については、来年度の予算の方にも反映させるられるように、先ほどの学務課の課長の話じゃないですけど、財政部とも相談しながら、そういったところ要求をしてい

って、少しでもすべての子供たちに対応できるような手だてを一つのモデル校から派生させていきたいと今考えているところで、頑張っています。

○教育長

予算を確保しなくちゃいけないので、予算というのは結局、校内フリースクールを設置するためにはそこに専属の人が欲しいということで、その人を予算して何とかしたいと。とりあえず中学校は全校にという考えだということですよ。小学校は幾つか、まず小学校のモデル校を作ってみよう。1年目はやってみよう。それで小学校も良ければ小学校全部もやりたいと。予算がどうなるかわかりませんが、そういう計画でいるということですかね。

○委員

だんだん学校全部フリースクールみたいなクラスにしてもいいんじゃないか。

○教育長

フリースクールまではなかなか行けないかもしれないけど、私が思っているのは、学びたいことが学べるというところで、探求的な学習とか、自分が本当にやりたくてしょうがないことがやれるような時間を設定してあげることが大事かなと思ってのんですけどね。

○委員

特別なものなんだってするんじゃなくて、みんなそうなんだというふうにすれば、フリースクールがどんどん広がっていけば、もっと自由な学校が本当できるんじゃないかと思うんですね。で、そこまで視野に入れて、各学校にフリースクールと言うのであれば僕大賛成なんですね。

だけど、不登校の子たちを何とか少なくしたいからとか、そういう発想で、フリースクールを1校ずつ対症療法で作らしようというのであれば、それはさっき言った教育機会確保法の理念とはちょっと違うねっていう話になるのね。すぐにはできないから、まずやってみるけど、それで、先生たちとか他の子供たちが、自由に学ぶって楽しそうだね、こっちの方がいいんじゃないなんてなってくるこ

とを期待してんですよね。だから、不登校の子たちが行く場所を特別支援クラスのような形で置きましょうという発想だと、特別支援クラスの子供たちも、今、インテグレーションからはちょっと外れてきてるわけじゃないですか。どんどんそういう子たちを分ける、分ける、分けるようになってっちゃうので、そこはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけどね。

○教育長

幸せを感じ実感できる学校の二つ目のキーワードは、自分で決められる学校という言葉は今使ってるんですけど、色々なことを自分で決めていけるように、それは先生の指導の力量が求められる。

○委員

そもそも自分って何か分からない。だって自分って周りが形成していくものだと私は思っているんで、やっぱり親に認められることで、友達がいることで、自分自身もそういうものであるのに、ひとりで自分がこうしたいっていうのは、それは自分の経験値の少なさからしか出てこなかったりするものだったり、何か世界は広いんだという、自ら学ぶっていうのは、小学生には難しい部分が多分あると思うんです。

○委員

いや、そこが、あるモデルがあって、それに向かって行こうとしているからそうなんですよ。今ある子供の姿から出発すればいいんですよ。だから、そこが大きな違いで、さっき僕、能力に応じてというのがすごく問題だと言ったのは、能力は分からないんですよ。何かができれば能力があるって、言えるんだけど、将来その子がそうできるかできないかは分からないんですよ。で、その能力にしたがってということを書いているのはすごく僕問題だと思って。有名な社会学者のアマルティア・センという人が、潜在能力と言ったときのその潜在能力って、社会的なものだと言っているんですよ。個人の能力じゃないと言っているんだよ。はっきり、今おっしゃられたそのことで、個人の能力じゃないんですよ。

ね。能力って。だから、不安だ心配だという気持ちは分かるけど、今ある子供の姿から出発すれば、色々なやり方があり得るということですね。今までは、それはもうできないんだから、要するに能力がないんだから子供は、小さい子は自分で判断できないんだからと言って、一生懸命教育しちゃったんですよ。それは、染み付いちゃうのよ。だから、それからこう抜け出すためには、すごい大変なのよ、先生たちもそうやって、今まで育ってきたのに、それを変えるわけですから。

○教育長

これは大変な作業が、考え方を変えるって、ただ、こうあるべきからスタートすると、非常に苦しいってことですよ。

○委員

魅力的な大人がたくさんいたら、あぁなりたいというスタートがあると思う。

○委員

すごく乱暴な言い方ですけどね、子どもはやっぱある程度ほっとかなきゃ駄目なんだよ。大人が手かけすぎ。こんなこと言っていいのかな、教育委員会で。それが、潜在能力が出てくるということなんだよね。だから能力をつけようつけようとする、期待した能力に一生懸命子供が応えようとするんですよ。

○委員

メディアがこれだけあって、YouTubeとかを見ていてそういうものの影響を受けている。

○委員

できるだけ見ないほうがいいね。

○委員

でもメディアを見せないという選択肢はないので。まねて育つは当たり前だし、自分もそうだったし。そこから新しい学びもあるだろうし、好きなもの同士でくつつくし、このアンケートの中で面白かったのはね、もうゲームやってて暇でしようがないって、ゲームやりすぎても暇でしようがないって書いてある。子

供って案外そういうものかもしれないね。ゲームも一人でやるのと友達とやるのと、オンラインでつながっているのとでは全然性質が違う。ゲームって言葉を毛嫌いする大人はそれを見ていないし。

私意見を言っていなかったので言いますけど、校内で取り組めることですよ。学校内で取り組めることは、孤独な親が多いことは、やはり問題点かなど。小学校で親同士の関わりは本当にない中で共働きしていると、作るのも難しい。でも、魅力的であれば、その時間を作るはずだと。だから発起人になるのは難しいんですよ。きっと誰か親がこれをしまししょうっていうのは、とても難しい。お友達2人いれば始まるかもしれないけど、だから、始めようと思ったときに、校長先生のバックアップがこう、軽いといいですよ。じゃあやってみましょうかという。そういうアットホームな作り方。小さいサークルみたいなところから始めて、色々な会があってもいいと思うし。

子供もそうなんですけど、学童に行く子と、行かない子という分かれ方が極端なので、行かない子は家でお留守番しているパターンも絶対あるし、学童が合わない子だっているし、校内フリースクールと言うまでもなく、放課後の居場所。安心できる、大人がちゃんと監視というかぼーっとしててもいいんですけど、やっぱり子供だけで解き放つと、エスカレートしていくことがあるので、特に男子とか。女子もそうだけど大人の目ってあるし、ある種のちょっと縛りではあるけど、そこにいてっていう保護者の安心感もあるし。前見た何かの記事で、宿題の指導をしてくれる場所が放課後あるってだけでもいいし、何か、私も空き教室の利用の仕方として、不登校児童に限らず、普通の児童が学校に残ってもいいよって、それを見守るのが先生じゃなくてもいいよというような仕組みができればもうちょっと、気軽な場所になっていくんじゃないかなと、思います。

○委員

予算を請求して、整ったので新年度からやります、では私は遅いとすごく思っていて、空き教室の利用要件として、何かあるのかもしれないけど、そこをとっ

ばらうような動きを本当にしたいというか、しなきゃいけないとすごく思うんです。だから、とにかくその空き教室を、空いてるところとか図書館と図書室とかの利用を、どんどん開くことを各学校に言って動いてくださいという要請を、本当にした方がいいなとすごく思います。

○教育長

かなり教室を使ってくれているような、報告は受けていますけど。そういう意識に本当になって来ていると思う。登校に限らずクールダウンする部屋とか、そういう形で空き教室を使ってくれています。

最後に学校外の支援ということで、私たちとしては民間についても支援をしていこうという中で、先行自治体はこんなふうな形でやっているということが出てきたわけですが、実際につくば市としてどんな形が望まれるのか、こんな考えでいきたいというのが、もしご意見ありましたらお願いします。

○委員

利用者への補助のところではフリースクールと並んで、教育支援センターと書いてあるところが、3か所あるんですよ。民間施設のフリースクールと教育支援センターを対象にしているんですよ。つくば市で考えたら、ここにこは3年間やるとして、例えばむすびつくばを教育支援センターと考えると、フリースクールと同じ扱いをしてもいいんじゃないですかという、一つの提案なんですね。フリースクールと教育支援センターがこういう形で、同じように、そこに通う人たちに経済的支援をするという形であれば、公平な支援になりますよね。

ただし、むすびつくばは、教育相談を一生懸命やっている、或いはカウンセリングをやっているという、一人一人の子供たちへの支援、プラスアルファのことを多分やっていると思うんですよ。それは、施設への補助というのを見ると、カウンセラー配置とか、人件費補助とか、教材費補助とか施設借上料とか書いてあるんじゃないですか。そういう面と分ける。その分をプラスアルファして、例えば、むすびつくばがフリースクールと同じような扱いになっても、そういうところに

補助をすれば、ある程度切り分けてできるんじゃないかと思うんです。

むすびつくばさんは両方やろうとしてるんですね。個々の支援と、教育相談を充実させたいとか、或いは教材をもっとやりたいとか、学習、読み書き障害とか、あの部分を子供たちの個々の支援と一緒にして予算計上しちゃうと、無理があると思うんですね。それを分ける方法がないかなと思うんですね。どうでしょうね。一緒にして、この部分が、教育相談の部分に力を入れたいんだけどできない予算が足りないってなっちゃうと、ここの子供たちへの元々の予算ですよというところからは外れちゃうと。それを分けて補助すると、フリースクールと同じ扱いで統一した、或いは枠組みができるんじゃないかと思うんです。

○教育長

新しい発想も出ましたね。

○委員

ごっちゃにしないと。つまり、例えば障害者福祉だったら民間がやっているのは、利用者が何人で、何人利用しましたっていうので補助金来るんです。それとは別に、市がやってる福祉センターは、枠組みが決まっていて、定員5人でも10人でも同じ人件費を年間置いていて、空きは別に埋めなくてもいいんですよ。でも、民間はそうはいかないんです。子供たちが来なければ駄目なんですよ。いわゆる、地域活動センターとして行政がやっている障害者センターで民間がやっているのは、障害福祉サービス事業。ただ、問題が、行政の方は先に人件費がきちやってるので、努力しないと言ったらおかしいんですけど、同じ土俵でやるんだったら。

○教育長

この施設の補助にするのか利用者への補助にするのか、二択しかないのかと思ったので三つ目が出てきたんで。

○委員

例えば、民間の教育相談とか、ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー

のような仕事もそこからできる可能性があるんですね、今。今は時間割で始まっているけど、もうちょっと違った形で子どもたちに教育相談とか、スクールソーシャルワーカーとカウンセラーの仕事を一緒にできる。今は制度上難しい。

これからむすびもどういう形で継続していくか、早く決めてあげないと、我々としても。どうしても宙ぶらりんになるので、内々の話し合いはもう始めていいんじゃないか。提案です。

○委員

私なんか思うのは、支援の目的別の予算編成とか、援助を考えても、委員さんが言ったように、そういうのに違って予算立てすることも必要なのかなど。例えば、教育相談的なものを重点的に取り扱っているのか、学習指導を中心的に取り扱っているか。それによつての予算立ても区分けして、ここの団体がやっているので、これにはこういう支援の仕方をしようと言って市で確立していくというのも、一つの方法かもしれないですね。なかなか難しいですけどね。この基準というのは。

○委員

私も正直よく分からないところあるんですけど、茨城県は県が、こういった政策を出しているだけ大きいと思うんですね。全国で見て、県で動いているのって4つしかないわけですかね。もっとある？代表例か、すいません。出してない県もある中、ようやく去年度動き出したと。なので、むすびつくばに関しては、あと1日、通所を増やせば週3になるのかなって気は。要件に当てはまっちゃうのかなと思ったり、そんな簡単にできることじゃないんでしょうけど。だから一つの支援ではなくて複数の支援を利用しながら事業を継続する形も、ある種、長い目で見ればありなのかなと。

○委員

でもこの週2日で良い子どもたちであれば、これで良いと思うんです。だけど週5日行きたい子がいたときに、それはできませんとすると、やっぱり事業所側

の主体の考えであって、子供たち本位じゃないですね。だから週2日行けても、週5日行きたかったらリヴォルヴは利用しないでしょうね。

○委員

週3以上の開設っていうのは、この事業が開設してればいいっていうだけの話ですよ。週3以上通えと言っているわけじゃないですよ。

○委員

結局、子供たち中心に考えたら週1日だけでいいという子もいれば、週5日行く子もいて、そういう選択肢があればいいんだけど、リヴォルヴ、むすびって決めちゃった子は、そのやり方に従うしかないわけじゃない。そこがちょっと問題なのかなと思います。だから、そこがいいという人はいいですよ。けど週5日通いたい子がちゃんと行ける場所がないといけない。

○委員

むすびだけに関わらず、今、市の方で調査していただいたやつのところとか見ていると全然違う中、やっぱり費用はそれなりにかかっているのを見ると、私は個人への支援をつくば市が行うべきじゃないかというところはあまりぶれないかな。

○委員

うん。それは一緒にしたほうがいい。それで、むすびもその部分があってもいいのかなあ。

○教育長

茨城県は施設に100万円だけで、前にも言ったように、他からの支援は駄目だという。いやそれは別だから、まず個人支援とすれば、この課題になってくるのは、どういう出し方にしようかと、上限を決めていくのか、一律に出すのか。施設によって、補助金の補助額を変えるのか。或いは生活保護を受けているところとか、非課税世帯に出すとか、年収幾らまでの人には出すとかいろいろあるんだけれども、つくば市としては、そういう年収みたいなものを考えていくのかどう

か。そこら辺が、どうしても課題になるし、個人に支給するとはいえ、どの施設に行ってる人にも出すのか。それともある程度決めた施設に行っている人にだけ出すのか。その辺も考えなきゃいけないと思ってるんですけども。それは最低条件そうでしょうね。

○委員

学校とは連携が取れているところがいい。

○委員

学校には籍を置いているわけですよ。

○教育長

それはもう最低条件、必須でしょうね。

○委員

極論を言うと、ホームスクールまで視野に入れてもいいと思うんです。ただ、それを親が教えてますとかという区切りが難しいんだけど、訪問指導とか、さっきのオンラインとかの指導も、授業料がかかったということが分かれば、半額補助でもいいかなと。それやれば、かなり全国的にも画期的な制度になる。そこにはどうも今ひとつ踏み出せなかった。たださっき言った子供の学習権ということ言うと、子供がどこで、いつ、何を勉強するかは子供が決められるというのが基本なんです。親でも、他の大人でもなく、本人が決められなきゃいけないんです。無理というところはもちろん、援助を受けられるんだけど、基本的には決めることができるという前提で、これが権利。それを保証しましょうっていうとなんだけど、じゃあ、ホームスクールは駄目という根拠はなくなっちゃうんですね。そうすると、ここで言うところの週何日開設とか何人以上とかっていうところに踏み込めるかどうか。1人でもいいとするのはちょっとまだ。

○委員

授業料と交通費ですよ、ネックになっているのは。親が教えても授業料とするか。

○委員

月額云々といったところは、なんともないんだけど、違った取り方してるところが結構あるじゃないですか。入会金とか。そういうのを調べることができるか。入会金をもらってあとは、トータルで半額にするかどうか。運営している側からすると、経営は成り立ちませんからね。ボランティアでやってます。或いは他の市もそこへ行ってるとなってくると、この部分が子どもたちにプラスかマイナスかっていうのは、難しいよね。事業所が成り立つようにしてあげれば一番いいんだと思うけど、どういってお金がそれを補填してるかっていう話で。色々な方法を考えちゃうと、難しい問題が出てくる可能性があると思います。

○委員

二者択一で考えてしまってますけど、両方を十分選択肢に入れていいんじゃないか。もう両方。

○委員

施設じゃなくて、さっき言ったように中身を見ると、人件費とかカウンセラーとかそういうことなんです。建設するってことだと足りないけど、ソフトにちゃんとお金をかけてあげる。民間施設だからハードにはなかなか難しい。建物をもし建てたとしたらその権利の問題があるとか。借り上げという形にならざるをえない。

○委員

今実際に、むすびに通えている子供が40名でここにこも40名。プラス、この8か所に通っているのも40名ぐらいですから、単純に足し算すると、そういう施設にはアクセスできてない子が圧倒的だということを考えると、やはり、利用者への補助が必須なのかなというのがだんだん。

○委員

本当は、トライさんなんかは家庭教師が、本当は訪問指導みたいところで、やれるかもしれないなと期待はしてるんですけどね。何か出向いて今アウトリー

ちって書いてあったじゃないですか、文科省。

○委員

小学生が増えて大変と言っていて、でも本当にトライさんに求めたのってきっとそこじゃないだろうなっていうのがあったので、棲み分けができていないなって印象が。むすびさんとかそういう本当に学習がしたい子への強みを生かすべきなんだけど、不登校って形でどんどん受け入れると。うまく来られただけでも偉いね、ってそこから受け入れ始めるときりがないので、やっぱり棲み分けが必要だろうなっていう話として、そこをまた市として紹介するときに、学習、もちろん外に出る機会とかそういう意味でも大事だけど、体験とか。でも、まずは、学習したいのにできない子のための場所という棲み分けをしないときりがないよな。

○委員

だから、ここにこさんなんかも、実習室みたいなイメージがあるじゃない。そういう場所が、それは校内フリースクールでそういう場所が自習室みたいなのがあって、そこは普通にいつでも行って勉強できますよ、サポートやりますよとかなら。

○委員

通う人もなくなるかもしれないんですが

○委員

気楽な感じで。通う人がいなくなったらあれだけど。学校にはないか自習室。

○教育長

学校によるよね。もうぎゅうぎゅうの学校も中にはある。でもそういう部屋が1つあるだけでも違う。

○委員

中央図書館で勉強するなんて言われると、交流センターで学習してはいけませんなんて言われたらいやじゃない。他のところで居場所になっている人がいるか

もしれないですね。

○委員

市で個人も施設も応援という形になったとき、施設もってなったときの基準がとても難しいという話を前にした気がして、個人の方が段階つけての支援がイメージがしやすく、これをパッと見たときに。

○委員

支援の中身について、もう均等は難しい、

○委員

つくば市内だけじゃない子も通っているわけじゃないですか。つくば市として動くってなったときに、それに乗っかってくる子も絶対いるし、難しい気がして。

○委員

あるグループなんかは、その日どこへ行って何をする、要するに社会、社会全体を学校にして、あっち行ったりこっち行ったりしながら勉強してるんだってある。そういうところは別にもうハードが欲しいわけじゃなくて、ソフトですよ。人件費とか、サポートしてくれる人がやっているんだと思うんですね。なので、施設支援というのも、ソフトの面ではできると思うんですね。

○委員

もう100万じゃ足りないですもんね。

○委員

多分校庭を利用するね、学校の中のグラウンドを使えるとか体育館を使えるとか。中庭でいろんな理科実験をしましょうということが、学校ってすごいそういう意味じゃないですか。教育資源だから。そういう豊かな学校生活。

○教育長

個人支援の方を基本にしながら、柔軟性を作っていくかみたいのところなんですかね。その時にホームスタディーをどうするか、あとは施設をどうするか。これは収入に関係なく今の話ですと、保護者の収入に関係なく、支援というのは個

人支援の場合は考えたほうがいいたろうという考えですかね。

○委員

ある程度段階は必要でしょうけど。

○委員

難しいところだと思うんですよね。制限所得すると、同じ予算でたくさんの子供に支援が行くということがあり得るわけだよね。

○教育長

ただ本当に不公平感をなくすという意味では、ある意味、今公設のところはお金がかからない。基本的にはね。だけど、もう民間に行ったときには、いや半額出しますと言うと、半額は自腹を切る。いやここに不公平感があるんじゃないですかという話になってくるとすれば、やっぱり、収入、所得に関係なく、全額っていうのが、本当に不公平感をなくすのであれば、そうなっていくのかなと思うんですけど。

○委員

各事業、行っている取組が全然違うじゃないですか。人件費のかけ方も。それも一律ってのは変な気がするし、そりゃ、より良いサービスを受けるにはお金はかかるよねっていう、気はしてしまうので。

○委員

今教育長が言われたように、全員に平たくって言うんだったら、上限額は下げるしかない。ちょっと上限額を上げて、経済的支援の人には。

○委員

やっぱベースに薄く広くがあって、プラスアルファその交通費がとてかかりますとか、そういう額として出ていると。判断はしやすいんですかね。

○委員

多分所得で線引きをするっていうのは、次、その資産調査というか収入調査をしたりとか、独自にやるとするともものすごく労力がかかるんですよね。そのベー

スがあって、支援対象者がはっきりしていれば、それに乗っかればいいんだけど、改めてやるとなったら調査大変だよ。利用者も嫌ですよ。収入、生活保護を申請するみたいなものですから。そういう意味では、教育長の言うようにちょっと下げて、全員というのはいいかもしれないですね。私そっちに賛成しようかな。

○委員

どこかしらに所属して通所してるみたいなのを条件としてみたいな。

○委員

いや、学習しているということを証明できれば、それに費用がかかれば、ということ。そうしたホームスクールまで、入れちゃおうか。その代わりちょっと支援額は、ちょっと抑え気味にスタートして、事業者の方で全額全部行ったらあげますよ、心配されます。

○教育長

上限が例えば4万円です。その中で、かかった費用、授業料だけ出しますといったときに、施設がみんな4万円にしますと言われたら、これも大変なことになってしまうっていうこと。その辺をちょっと今後、今の意見を参考にしながら、原案を作っていきますかね、ちょっと今日結論までだとちょっと無理なので、今の意見や迷いをちょっと私たちもまた事務局の方で検討しながら、原案つくっていきたいと思います。

その中でちょっと相談したいことはメールで何回も相談させていただいていいですかね。はい。時間も過ぎてしまいましたので、長時間にわたって議論をしていただきまして、ありがとうございました。はい。今日はこれで終わりたいと思います。事務局で何か連絡ありますか。

○事務局

はい。本日お疲れ様でした。次回ですけれども、9月15日の午後の開催を予定しておりますので、また詳細な日程についてお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

